

岩手県告示第74号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和8年2月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和8年1月16日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 森田建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市大迫町大迫第4地割30番地の15
 - ウ 代表者の氏名 森田敏雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般特－2）第5200号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和8年1月16日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和8年1月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 八幡平工機
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市東館町13番4号
 - ウ 代表者の氏名 上平良吉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第40110号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和7年12月22日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和7年7月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 前野建築
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町大沢第10地割11番地4
 - ウ 代表者の氏名 前野石松
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第120097号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和7年7月22日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和7年12月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 合同会社ボンズ工業
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市小国第14地割92番地
 - ウ 代表者の氏名 田代智一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第120192号
 - (3) 処分の内容 とび・土工工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和7年12月8日付けでとび・土工工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和8年1月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 タカハシ建築

イ 主たる営業所の所在地 八幡平市平笠第22地割74番地1

ウ 代表者の氏名 高橋武夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般一5)第160020号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和8年1月16日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・レンガ・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。